



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 1

**公 告**

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 1
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立図書館）…………… 2

**公安委員会事項**

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 2

## 告 示

### 沖縄県告示第313号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年8月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 嘉手納町字屋良高見猪原855番1、855番2、856番、857番、871番1、871番3、872番、872番3、872番7、872番12及び873番2の各一部
- 2 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

### 沖縄県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市、浦添市、北谷町、読谷村及びうるま市地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年4月29日から令和6年6月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月20日 沖縄県指令土第801号、令和2年3月19日 沖縄県指令土第145号（変更）、令和2年9月30日 沖縄県指令土第596号（変更）、令和5年6月20日 沖縄県

指令土第528号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西原36番10及び50番90並びに50番3ほか4筆のそれぞれの一部並びに36番10地先及び50番3地先（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根50番地5 社会医療法人友愛会 理事長 比嘉国基
- 5 検査済証番号 令和5年7月10日 第4886号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 昭和60年11月12日 沖縄県指令土第1612号、令和4年6月9日 沖縄県指令土第441号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字古堅与那久保原473番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 読谷村字大湾531番地11 比謝川ガス株式会社 代表取締役 比嘉朝彦
- 5 検査済証番号 令和5年7月26日 第4892号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年8月25日

沖縄県立図書館長 宮 城 威

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立図書館業務システム構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立図書館 那覇市泉崎1丁目20番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄県立図書館業務システム構築等委託業務共同企業体 代表者 富士通Japan株式会社沖縄公共ビジネス部 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 落札金額 323,763,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価方式による一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年4月28日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第140号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年8月25日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
  - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
  - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和5年11月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和5年11月10日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室
	【考査】11月10日（金曜日）	午後3時30分から午後5時10分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和5年11月9日（木曜日）及び同月10日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（令和5年11月10日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室
	【考査】11月10日（金曜日）	午後3時30分から午後4時5分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 15人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
  - (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
    - ア 新規取得講習
      - (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
      - (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
      - (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
      - (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
      - (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
    - イ 追加取得講習
      - (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
      - (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
      - (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
      - (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
      - (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和5年9月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
  - (2) 提出先
    - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
    - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
  - (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
  - (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
  - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
  - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

#### 沖縄県公安委員会告示第141号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年8月25日

沖縄県公安委員会

#### 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」と

いう。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

(2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和5年11月6日(月曜日)から同月10日(金曜日)まで	午前9時から午後5時まで(令和5年11月10日にあつては、午後3時まで)	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第2教室及び第4教室
	【考査】11月10日(金曜日)	午後3時30分から午後5時10分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和5年11月9日(木曜日)及び同月10日(金曜日)	午前9時から午後5時まで(令和5年11月10日にあつては、午後3時まで)	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第2教室
	【考査】11月10日(金曜日)	午後3時30分から午後4時5分まで	

3 受講定員

(1) 新規取得講習 10人

(2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に



従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和5年9月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---